

VII

レベル3の時価の注記は要チェック 時価算定会計基準の 早期適用に伴うポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士

林 千雄

【この章のエッセンス】

- 2021年3月期に早期適用可能である時価算定会計基準は、主に金融商品の時価の算定および開示に関する会計基準である。
- 従来時価を把握することが極めて困難と認められていた債券やデリバティブ等については、新たに期末日の時価の算定が求められる。
- 開示については、特にレベル3に分類される時価に対する注記項目が多いため、注意が必要である。

はじめに

2019年7月4日、企業会計基準委員会は、主に金融商品の時価に

関するガイダンスおよび開示について、図表1に示す会計基準等(以下、「時価算定会計基準等」という)を公表または改正した^(※)。時価算定会計基準は、国際財務報告基準(IFRS S)におけるIFRS 13号「公正価値測定」の定めを基本的にすべて取り入れる一方、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、後記「時価の算定」(3)ただし書きで示すような個別項目に対するその他の取扱いを定めるといふ基本方針に従って公表された会計基準である。

用も可能である。そこで、本章では、2021年3月期に早期適用する事業会社を念頭において、時価算定会計基準等の概要および留意すべきポイントを解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

^(※) 時価算定会計基準の公表に伴い、実務対応報告25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」は廃止されている。

適用範囲

時価算定会計基準は、金融商品会計基準における金融商品および棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価に適用される(時価算定会計基準3項)。

ただし、時価算定会計基準は、適用範囲に含まれる時価をどのように算定すべきかを定めた基準であり、どのような場合に資産や負債を時価で算定すべきかについては、他の会計基準の定めに従うとされている(時価算定会計基準28項)。金融商品

(図表1) 時価算定会計基準等の一覧

設定主体	会計基準等
企業会計基準委員会	企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」(以下、「時価算定会計基準」という)
	改正企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下、「棚卸資産会計基準」という)
	改正企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)
	企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という)
	改正企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、「四半期適用指針」という)
	改正企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下、「金融商品時価開示適用指針」という)
日本公認会計士協会	会計制度委員会報告4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
	会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品実務指針」という)
	会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」